2008年7月18日

国立大学法人 北海道大学
総長 佐伯 浩 殿

「改正高年齢者雇用安定法」にもとづく教員の雇用確保の方策に関する公開質問状

北海道大学教職員組合
執行委員長代行 東山 寛

ご承知の通り，年金支給年齢の引き上げに伴って2006年4月に施行された改正高年齢者雇用安定法により，65歳未満の定年の定めをしている事業主は，雇用している高年齢者について65歳までの雇用を確保するため，(1) 65歳までの定年引上げ，(2) 継続雇用制度の導入，(3) 定年の定めの廃止，のいずれかの措置を講じなければなりません。北海道大学（以下北大）においても，事務・技術職員については既に就業規則が変更され，2006年度から嘱託雇用による継続雇用制度が導入されています．教員の場合においても，2011年度には現行制度の何らかの変更が実施されることになります。

北海道大学教職員組合（以下組合）では2008年5月25日から6月10日にかけてアンケートを実施し，この問題に関する北海道大学在籍教員（水産学部を除く）の意識・意見を把握することにいたしました。短期間のアンケートではありましたが，ほとんどの部局から回答が寄せられ，この問題に関する教員の意識が鮮明に浮かび上がりました。とりわけ重要なことは，回答の40%以上が20歳代から40歳代の教員から寄せられたことであり，この問題が高年齢層のみならず幅広い年齢層の関心を集めているということです。以下にアンケートの主な設問について順に結果の概略を紹介させていただきます。

1. 教員の定年問題に関心があるかという設問では，「大いにある」と「ある」が全回答者の78.7%を占め，「あまりない」と「全くない」が21.3% であった。
2. 高年齢者雇用安定法に定められた対応策３つの内のどれを望ましいと考えるかという設問では，定年引き上げ 50.0%，嘱託制度による継続雇用 31.5%，定年廃止 8.9%，その他 9.7%であった。65歳までの定年引き上げや定年廃止を希望する場合の理由は，年金支給年齢との関連・高齢化や社会一般の状況と，東京大学など多くの大学の定年年齢 65歳との整合性，あるいは63歳定年制を維持することが北大にとってある種の「地盤沈下」となるという意見がほとんど全てを占めた。一方，定年延長および廃止に反対し，嘱託制度による継続雇用を希望する場合の理由の多くは，若手教員へ与える悪影響を憂慮するものであった。
3. この問題について北大当局に対して何らかの意思表示や行動を起こしたいと思うかという設問では，「大いに思う」と「思う」が全回答数の 50% を占め，「あまり思わない」と「全く思わない」が46.9%であった。具体的には，65 歳までの定年引き上げあるいは定年廃止を希望する場合と嘱託制度による継続雇用を希望する場合ともに，署名活動・団体交渉・公開質問を組合に対して希望され，それに参加したいというものが多く，また教員の意見確認のための投票・アンケートの実施を北大当局

に迫って欲しいというものもあった。さらに，法人化以前に65歳までの定年延長を決めた東京大学の例をあげ，北大当局の対応の遅れを問題とする意見，今回のアンケートは教員の定年問題が対象であったものの，北大における職員と教員の定年年齢差別に合理性がなく，その撤廃を強く主張する意見があったことにも注目される。

さて，組合がアンケートを締め切った直後の2008年6月18日，「教育研究評議会」と「部局長等連絡会議」において，この教員定年問題が取り上げられ，定年の定めの廃止や定年引上げではなく，2010年3月に定年となる教員から1年間，2013年3月に定年となる教員からは2年間，希望者について審査の上で特任教員として再雇用するという案が提示され，引き続いて検討されることになったと伝え聞いております。この案は，明確に法の趣旨と異なっているとともに，組合が行ったアンケートの結果に示された教員の意見と大きく隔たったものでもあります。

以上の経緯を踏まえ，組合は北大当局に対し，以下の項目について質問いたします。

1. 北大当局による、審査の上再雇用という提案は，継続した雇用を求めている法の趣旨とは明確に異なっている。希望者の定年延長を否定する理由について，北大当局の公式の見解をうかがいたい。
2. アンケート結果は定年の引き上げを求めている声が多数であることを示している。財源問題にかかわらず，一律の定年延長を否定する理由について，北大当局の公式の見解をうかがいたい。
3. 就業規則の改訂のスケジュールについて，どのようにお考えかうかがいたい。なおその際は、2006年7月13日に、北海道大学と北大教職員組合が合意した「確認書」の精神にのっとり、組合と十分話し合う余地を確保すること。

回答は，2008年8月末日までに文書でお願いいたします。なお，回答は組合のホームページその他で，公開することを申し添えます。